

令和8年度 下水役第2号
長洲町浄化センター等維持管理業務

委託仕様書

令和8年10月

長 洲 町

第1章 総 則

(目的)

第1条 この仕様書は、長洲町が設置した長洲町浄化センター（以下「浄化センター」という。）、嘉永川汚水中継ポンプ場、浦川汚水中継ポンプ場、マンホール形式ポンプ場施設（以下「ポンプ場等」という。）の各施設（以下、これらの施設を総称して「浄化センター等」という。）の運転管理及び設備点検、浄化センター等の機能を十分に発揮し、運転管理の適正な運営を図るため、維持管理業務委託に係る仕様を定めるものである。

(業務の履行)

第2条 受託者は、浄化センター等の機能が十分に発揮できるよう、本仕様書のほか、契約書、特記仕様書及びその他関係書類（現場説明を含む。）等に基づき、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。

(業務の範囲及び業務内容)

第3条 業務委託の範囲及び業務内容は、本仕様書「第2章」に定めるとおりとする。

(監督員の選任及び権限)

第4条 委託者は、監督員を定め、氏名その他必要事項を書面にて受託者に通知する。監督員を変更したときも同様とする。

2 監督員の権限は、次のとおりとする。

（1）契約の履行について総括責任者との協議。

（2）業務履行計画書の承諾又は協議。

（3）業務検査及び監督。

(総括責任者の選任及び職務)

第5条 受託者は総括責任者を定め、氏名その他の必要事項を書面にて委託者に通知することとし、総括責任者を変更したときも同様とすること。

2 総括責任者は、現場の最高責任者として、受託者の従業員の指揮、監督を行うとともに、技術の向上及び事故の防止に努めること。

3 総括責任者は、契約書、仕様書、完成図書、その他関係書類により、業務の目的、内容を十分に理解し、施設の機能を把握し、監督員と密接な連絡をとり業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。

4 総括責任者は、設備及び管理状況を的確に掌握し、いかなる場合においても対処できる体制に努めること。

(業務管理)

第6条 受託者は、善良なる管理者の責任をもって、業務を履行しなければならない。

2 受託者は、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、安全衛生の管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生管理上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに監督員に連絡すること。

3 受託者は、浄化センター等の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、浄化センター等の運転に精通するとともに、業務の履行にあたって常に問題意識を持ってこれに当り、創意工夫し、設備の予防保全に努めること。

4 受託者は、豪雨、台風、地震その他の天災及び処理機能に重大な支障を生じた場合に備え、長洲町が策定した長洲町下水道持続計画（以下「BCP 計画」という。）を基に、連絡体制や緊急体制を整え、常にこれに対処できるように準備すること。

(有資格者)

第7条 業務履行上で必要な資格及び必要人数については、以下に定めるものとする。

- (1) 下水道法第22条第2項の資格者 4名以上
- (2) 危険物取扱主任者 1名以上
- (3) 第二種酸素欠乏危険作業主任者 4名以上
- (4) 電気工事士 1名以上
- (5) 玉掛士 1名以上
- (6) 電気主任技術者(第三種以上) 1名以上
- (7) 第二級ボイラー技士以上 1名以上
- (8) 特定化学物質等作業主任者 1名以上
- (9) 産業廃棄物処理施設技術管理者(汚泥) 1名以上
- (10) その他労働安全関係で必要な資格者 制限なし

(業務履行計画書)

第8条 受託者は、特記仕様書に定めるところにより業務履行計画書を作成することとし、業務履行計画書には、次の事項について記載すること。

- (1) 業務概要に関すること。
- (2) 現場組織に関すること。
- (3) 業務実施計画に関すること。
- (4) 業務方法に関すること。
- (5) 安全衛生管理に関すること。
- (6) 各種報告書様式
- (7) その他必要事項

(業務実施計画書及び業務完了報告書等)

第9条 (業務実施計画書等の提出)

- 1 受託者は、特記仕様書に定めるところにより、翌月の業務実施計画書を作成し、当該業務を実施する前月の末日までに委託者に提出しなければならない。なお、業務の実施に当たり詳細な計画その他必要な資料がある場合は、業務実施計画書に添付して提出するものとする。また、業務実施計画書の内容を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- 2 受託者は、前項の業務実施計画書に基づき当該月の業務を完了したときは、特記仕様書に定めるところにより、業務完了報告書を速やかに委託者に提出しなければならない。なお、業務の履行状況を確認するために必要な資料がある場合は、業務完了報告書に添付して提出するものとする。
- 3 受託者は、契約期間満了後、特記仕様書に定めるところにより、契約業務完了報告書を速やかに委託者に提出しなければならない。なお、契約業務全体の履行状況を確認するために必要な資料がある場合は、契約業務完了報告書に添付して提出するものとする。(業務記録等の整備)

(業務記録等の整備)

第10条 受託者は、業務記録など業務の履行又は確認に必要な書類を整備し、監督員が提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。ただし、受託者の機密に関する事項の場合はこの限りではない。

(業務報告書等)

第 1 1 条 受託者は、本仕様書「第 3 章」に定めるところにより運転監視、設備点検等、その他業務の履行に係る報告書等を提出しなければならない。

(安全管理)

第 1 2 条 受託者は、作業の実施に当たり守らなければならない安全に関する事項を定めなければならない。

(安全教育及び防災訓練)

第 1 3 条 受託者は、作業、維持（運転、監視、巡視、点検、測定等）又は運用に従事する者に対して、浄化センター等施設の安全に関し必要な知識及び技能に関する教育をしなければならない。

2 受託者は、作業、維持又は運用に従事する者に対し、事故その他災害が発生したときの処置について、実地指導、訓練を行わなければならない。

3 受託者は、委託者より BCP 計画に基づく防災訓練の参加を要請された場合は、これに参加しなければならない。

(完成図書、器具等の貸与)

第 1 4 条 受託者が、業務遂行上必要とする設計書、図面等（完成図書）は貸与する。

2 貸与品については、特記仕様書に記載する事項により台帳等を作成し、その保管状況を掌握し、毀損、盗難、紛失等があった場合には受託者が弁償しなければならない。

(整理整頓等)

第 1 5 条 受託者は、施設建物及びその周辺について常に清掃を心掛け、不要な物品等を整理しなければならない。ただし、業務範囲外の清掃等はこれにあたらぬ。

(諸室等の自主管理)

第 1 6 条 受託者は、浄化センターの施設の一部を使用する場合には、監督員の許可を受けるとともに、受託者の責任において管理を行わなければならない。また、使用期間中に受託者の責めに帰する事由により汚損等があった場合は、受託者の負担において復旧すること。

(浄化センター等の一般管理)

第 1 7 条 受託者は、下水道法、労働安全衛生法等の法令、規則及び基準等の関係法令を遵守することを基本とし、業務の実施、浄化センター等施設の安全等について、十分注意を払わなければならない。

2 受託者は、業務履行上で必要な諸事項について、監督員と打合せ、協議等を行った場合は、その都度その内容を議事録として整理し、監督員に提出するものとする。

第 2 章 業務範囲及び業務内容

(業務範囲)

第 1 8 条 業務の主な内容は次のとおりとし、詳細については特記仕様書に記載するものとする。

(1) 運転業務

- ①浄化センター等施設の各種機器の運転制御
- ②浄化センター等施設の監視及び記録
- ③浄化センター等施設の各種機器の巡視点検及び巡回点検
- ④浄化センター等施設の各種機器の調整及び交換
- ⑤浄化センターの平日の水質測定及び脱水機運転時の汚泥測定及び記録
- ⑥その他業務上必要な諸作業

(2) 保守点検業務

- ①浄化センター等の設備機器（機械設備、電気設備、計装設備、建築付帯設備）の定期設備点検及び保守
- ②浄化センター等施設の修理及び塗装
- ③（２）①から②の結果の記録及び報告書作成

（３）設備点検業務

- ①月次法定点検業務（浄化センター内の設備機器（ホイストクレーン、ダムウェーダー、消防設備）の点検及び整備
- ②年次点検業務（浄化センター内の設備（電動機連結部、コントロールセンター盤、リレー盤、高圧・低圧配電盤、継電器、工業計器、初沈水槽４槽、終沈水槽２槽）の点検及び整備
- ③送風機点検整備業務（浄化センター内の設備（送風機３台（No.1～3）、各年度１台点検）
- ④マンホール形式ポンプ場設備点検業務（町内２８箇所のうち年間１０ヶ所）
- ⑤（３）①から④の結果の記録及び報告書作成（①消防用設備の消防用設備等及び特殊消防用設備等）点検結果報告書の作成

（４）水質分析業務

- ①浄化センターの運転管理上で必要となる日常的及び定期的な水質分析、汚泥分析及び特定事業場の排水検査
- ②異常時における水質分析
- ③分析結果の記録及び報告書作成

（５）環境整備業務

- ①業務範囲の清掃及び整理・整頓ならびに下水道施設全体の除草、剪定等
- ②浄化センターの上水受水槽及び上水高架タンク清掃等
- ③環境整備の記録及び報告書作成

（６）保全管理業務

施設の設備・装置及び機器等の性能及び機能を確保するために行う、保全計画の策定

（７）物品管理業務

浄化センター等の運転管理に要する薬剤、油脂類、消耗品の管理及び調達

（８）緊急時の対応

（９）臨機の処置

（調整及び交換）

第１９条 受託者は、各機器が正常に動作するように調整及び交換に努めること。ただし、調整及び交換の対象機器及び報告は、特記仕様書に記載するものとする。

２ 受託者は、次の調整及び交換を実施するものとする。

- （１）各機器等の消耗品の交換、オイル交換
 - （２）各機器等のグリースアップ
 - （３）制御に関する発信器の点検及び調整
- （設備点検及び整備）

第２０条 各機器が正常に動作するように設備点検及び整備に努めること。ただし、設備点検及び整備の対象設備、機器及び報告は、特記仕様書に記載するものとする。

2 受託者は、次の設備点検及び整備を実施するものとする。

- (1) 各設備、機器等の月次法定点検及び年次点検
- (2) 送風機の点検及び整備
- (3) マンホール形式ポンプ場の設備点検（町内 28 箇所のうち年間 10 ヶ所）
（補修及び塗装）

第 2 1 条 受託者は、設備点検により発見した不良箇所若しくは、故障の発生した破損箇所のうち、現場で補修可能な軽微なものについては補修し、作業終了後に写真を添付し報告すること。

2 特記仕様書で定める塗装（部分塗装）等を実施するものとする。

3 特記仕様書で定める設備の補修、調整を実施するものとする。
（業務対象外）

第 2 2 条 業務の対象外は、仕様書及び特記仕様書に記載のない事項とする。ただし、浄化センター等において、設備・機器等の故障、破損その他の不具合が発生し、施設の機能維持、正常な運転継続、安全確保又は事故の拡大防止のため、緊急に修繕又は復旧工事を行う必要がある場合は、受託者は委託者と協議の上、緊急工事を実施するものとする。

2 前項の緊急工事は、通常の維持管理業務の範囲外とし、その実施に要する費用は、第 4 3 条に定める緊急工事費により負担するものとする。

3 長洲町ストックマネジメント計画（以下「ストマネ計画」という。）に伴う大規模更新及び改築並びに災害復旧等については、原則として緊急工事費の対象外とし、必要に応じて委託者と受託者が別途協議するものとする。
（業務形態）

第 2 3 条 受託者は、業務の履行に当たり原則として次の業務形態により行うものとする。

- | | |
|------------------|----------|
| (1) 運転業務 | 24 時間とする |
| (2) 浄化センターの巡視点検 | 計画による |
| (3) ポンプ場等施設の巡回点検 | 計画による |
| (4) 保守点検業務 | 計画による |
| (5) 設備点検業務 | 計画による |
| (6) 水質分析業務 | 計画による |
| (7) 環境整備業務 | 計画による |
| (8) 緊急時の対応 | 必要の都度 |
| (9) 臨機の措置 | 必要の都度 |
- （報告）

第 2 4 条 前条における各業務の結果の報告内容については、別途協議して定めるものとする。
（運転管理業務要領）

第 2 5 条 受託者は、業務の履行にあたっては、第 4 章に定める「運転管理業務要領」により行うものとする。

第 3 章 業務書類等
（業務書類等）

第 2 6 条 受託者は、業務の履行に当たり次の書類を定められた期間内に提出しなければならない。

- 2 受託者は、契約締結後、遅滞なく次の書類を提出しなければならない。
- (1) 着手届（契約締結後）
- (2) 総括責任者選任届（契約締結後）

- (3) 業務履行計画書（契約締結後）
- (4) 貸与品等借用願（貸与品等を受けた日から）
- (5) その他必要なもの
（月間業務書類）

第27条 受託者は、委託期間中、業務の履行に当たり次の書類を定められた期間内に提出しなければならない。

2 受託者は、当該月に係る業務実施計画書として、次の各号に掲げる実施計画を前月末までに提出すること。

- (1) 運転業務実施計画
- (2) 保守点検業務計画
- (3) 水質分析業務実施計画
- (4) 環境整備業務実施計画
- (5) 物品管理業務実施計画
- (6) その他当該月において実施を予定する業務に関する計画

3 受託者は、当該月に係る業務完了報告書として、次に掲げる報告を遅滞なく提出すること。

- (1) 当該月の業務検査願
- (2) 前項(1)から(5)の業務実施計画の実績に関する報告
- (3) 前項(6)において実施した業務実績に関する報告
- (4) 当該月における浄化センター等の施設管理状況報告書

4 前項(4)の浄化センター等の施設管理状況報告書には、次に掲げる報告を添付すること。

- (1) 当該月の浄化センター等の施設管理状況説明（考察・所見等）
- (2) 運転管理月報
- (3) 水質分析月報
- (4) 定期点検月報告（当該月に実施した点検報告）
- (5) 環境整備月報告（当該月に実施した清掃・除草）
- (6) 物品管理月報告（当該月に実施したとき）
- (7) 故障等緊急対応・措置報告
- (8) 緊急工事を実施した場合の緊急工事報告

5 受託者は、次に掲げる書類を毎日若しくは、委託者が指定する日毎に提出すること。

- (1) 業務日報
- (2) 水質分析日報
- (3) 運転日報
- (4) 日常点検報告（ポンプ場等施設巡回を含む）

6 受託者は、契約満了に伴い委託期間満了後、契約業務完了届及び契約業務完了報告書を遅滞なく提出しなければならない。契約業務完了報告書には、次の報告を添付すること。

- (1) 業務検査願書
- (2) 浄化センター等施設管理状況説明（考察・所見等）
- (3) 運転管理年報
- (4) 水質分析年報
- (5) 定期点検年報告（当該年度に実施した点検報告）
- (6) 環境整備年報告（当該年度に実施した清掃・除草報告）
- (7) 物品管理年報告

(8) 緊急等対応・措置年報告（当該年度分）

(9) 緊急工事实施状況報告書（当該年度分）

（業務検査）

第28条 受託者は、当該月及び契約業務終了時に特記仕様書に定める方法により、委託者の業務検査を受けなければならない。

第4章 運転管理業務要領

この要領は、浄化センター等に係る施設の運転管理業務に関し、必要な事項を定めるものである。
（運転管理計画）

第29条 浄化センター等に係る施設の運転管理業務は、特記仕様書に記載する施設設計概要及び放流水質の管理目標値等を参考に運転管理計画を立案し、これに基づいて業務の履行を行うものとする。運転管理計画は、次の各号に掲げる計画について立案するものとする。

(1) 運転業務計画

(2) 保守点検業務計画

(3) 水質分析業務計画

(4) 環境整備業務計画

(5) 物品管理業務計画

2 運転管理計画は、浄化センターの水処理及び汚泥処理等の管理状況、設備機器の整備状況を十分把握し、立案しなければならない。

3 運転管理計画は、監督員の承諾を受けるものとする。

4 運転管理計画を変更する必要がある場合は、監督員と協議しなければならない。

（運転業務の要領）

第30条 受託者は、業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って運転業務にあたらなければならない。

2 運転管理対象範囲は、特記仕様書に記載するとおりである。

3 受託者は、設備の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、日常はもちろん、故障、事故時においても迅速かつ適切に処置できるよう心掛けなければならない。

（日常点検）

第31条 浄化センターの巡視点検は、処理状況及び設備の状況に応じて回数を定め、施設の運転状況を確認するとともに、設備等の異常の早期発見に努めなければならない。

2 日常点検の項目等については、特に特記仕様書に定めるものを除き、受託者が委託者との協議により定めること。

3 日常点検にあたっては、機器の状態に注意し、特に異音、振動、臭気、過熱の有無、計器の指示値等に注意しなければならない。

4 日常点検結果は、前項2に記載する内容について記録しなければならない。なお、日常点検により異常を発見した場合は、速やかに適正な措置を講ずること。

（巡回点検）

第32条 ポンプ場等施設の巡回点検は、施設の運転状況を確認するとともに、設備等の異常の早期発見に努めなければならない。

2 巡回点検の項目等については、特に特記仕様書に定めるものを除き、受託者が委託者との協議により定めること。

3 巡回点検にあたっては、機器の状態に注意し、特に異音、振動、臭気、過熱の有無、計器の指示値等に注意しなければならない。

- 4 巡回点検結果は、前項2に記載する内容について記録しなければならない。なお、巡回点検により異常を発見した場合は、速やかに適正な措置を講ずること。

(就業の制限)

第33条 労働安全衛生法等で定める就業制限に係る機器の運転及び危険物の取扱いにあつては、有資格者以外の者が行つてはならない。

(災害時)

第34条 受託者は、災害時に二次災害の恐れがある場合は、適切な措置を講じ、災害を未然に防止しなければならない。

- 2 災害により浄化センター等の施設に故障、破損等が発生し、緊急に修繕又は復旧工事を行う必要がある場合は、第22条及び第43条に定める緊急工事として対応するものとする。

(異常時の措置)

第35条 施設の運転・操作及び監視において異常を発見した場合は、速やかに監督員に報告し、必要な措置について協議するものとする。

- 2 前項の異常により、施設の機能維持、正常な運転継続、安全確保又は事故の拡大防止のため、緊急に修繕又は復旧工事を行う必要がある場合は、第22条及び第43条に定める緊急工事として対応するものとする。
- 3 緊急工事の実施に当たっては、原則として事前に監督員の承認を得るものとする。ただし、事故の拡大防止、人命又は財産の安全確保、施設の機能維持等のため緊急かつやむを得ない場合は必要な応急措置を先行して実施することができるものとし、対応後速やかに監督員へ報告し、その承認を得るものとする。

(保守点検業務及び設備点検業務の要領)

第36条 浄化センター等の設備・装置及び機器等の性能及び機能を確保するために必要な点検・測定及び調査を行うものとする。

- 2 設備点検の対象機器は、特記仕様書に記載するとおりである。
- 3 設備点検の内容・頻度は、特に特記仕様書に定めるものを除き、委託者との協議により定めるものとする。
- 4 受託者は、仕様書、特記仕様書に定めるもののほか、業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従つて設備点検にあたらなければならない。
- 5 受託者は、設備の構造、動作特性、性能、機能及び設備機器の重要性、目的などを熟知し、通常はもちろん、故障、事故時においても迅速かつ適切に処置できるよう心掛けなければならない。
- 6 有資格者を必要とする点検は、有資格者を配置して行わなければならない。
- 7 受託者は、設備機器の状態、点検結果について設備点検報告書に記録しなければならない。
- 8 受託者は、消防設備の点検を行い、遅滞なく消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書を有明広域行政事務組合消防本部へ報告を行うこと。

(保守点検及び設備点検異常時の措置)

第37条 設備点検において、異常を発見した場合は、速やかにその原因を調査し適切な措置を講ずるとともに、現場で修理可能なものについては作業を実施し、作業終了後、写真等を添付し、報告しなければならない。

- 2 設備点検により浄化センター等施設の運営に重大な支障を及ぼすような異常を発見した場合は、監督員に連絡し、協議して対処すること。

- 3 前項の異常について、通常の維持管理業務の範囲を超える修繕又は復旧工事が必要となった場合は、第22条に定める緊急工事として対応するものとし、その費用は第43条に定める緊急工事費により負担するものとする。

(水質分析業務の要領)

第38条 水質分析業務は、浄化センターの目的を達成するため運転管理に必要な水質並びに汚泥分析及び解析を行うものとする。

- 2 分析の対象項目等は、特記仕様書に記載するとおりである。
- 3 分析は、仕様書・特記仕様書に定めるもののほか、業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類を熟知し、その定めるところにより行う。
- 4 分析に使用する薬品類には毒劇物に該当する薬品もあるため、その取扱いには十分注意し、安全を期するとともに、薬品の在庫管理や薬品庫の施錠等により、盗難等を防止しなければならない。
- 5 受託者は、分析結果について分析報告書に記録しなければならない。
- 6 受託者は、各種分析データの情報を保管し、必要時には引き出せるようにしておくこと。
- 7 薬品の使用量・在庫等について薬品管理台帳を作成するとともに、その管理状況を記録しておかなければならない。

(水質分析異常時の措置)

第39条 分析の結果において異常を発見した場合は、監督員に報告し、協議して対処しなければならない。

(環境整備業務)

第40条 環境整備業務は、浄化センター等の施設を衛生的に維持し、最適な作業環境を確保するために行うものとする。

- 2 環境整備業務の対象範囲等は、特記仕様書に記載するとおりである。
- 3 清掃、除草などの内容・頻度等は、特記仕様書で定めるものを除き、受託者が委託者と協議して定めるものとする。
- 4 業務範囲内の点検通路は、緊急時に備え、不要物等の整理等を行わなければならない。
- 5 受託者は、その結果について報告書に記録しなければならない。

(物品管理業務)

第41条 物品管理業務は、浄化センター等の運転管理に要する薬剤、油脂類、消耗品の管理及び調達である。

- 2 物品管理の対象品は、特記仕様書に記載するとおりである。
- 3 物品管理は、適切な品質・規格のものを調達し、設備機器運転等に影響が出ないようにしなければならない。
- 4 物品管理は、常に在庫を把握するとともに的確に調達し、在庫不足による設備機器運転等に影響が出ないようにしなければならない。
- 5 受託者は、納入品及び量等を物品管理報告書に記録しなければならない。

第5章 その他

(経費の負担)

第42条 受託者が業務履行上で負担する経費は、受託者が自らの業務履行上で直接的に必要な事務費及び業務維持・管理費等とし、特記仕様書に定めるものとする。それ以外は、委託者の負担とする。

- 2 第37条第2項において、監督員との協議により受託者が補修工事等の復旧を行った場合、そ

の内容が通常の維持管理業務の範囲外のときは、これに要した費用は委託者の負担になるものとする。

- 3 浄化センター等において、設備・機器等の故障、破損その他の不具合が発生し、施設の機能維持、正常な運転継続、安全確保又は事故の拡大防止のため、緊急に修繕又は復旧工事を行う必要がある場合に要する費用を「緊急工事費」とする。

(緊急工事費)

第43条 受託者は、浄化センターの適正な維持管理を行うため、設備機器等に故障、破損その他の不具合が発生し、施設の運転継続又は機能維持のため緊急に工事を行う必要がある場合は、委託者の承認を得たうえで実施するものとする。

- 2 本業務における緊急工事費として、年間総額 10,000,000 円（税込）を計上するものとする。ただし、この金額は工事の実施を保証するものではなく、実際に発生した工事に係る費用について、委託者が必要と認めた範囲で支払うものとする。

- 3 緊急工事の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 水処理設備、汚泥処理設備、電気設備、計装設備、機械設備その他浄化センターの運転に必要な設備の故障又は破損に係る工事

- (2) 故障等により、処理機能の低下、施設の運転停止又はこれらのおそれが生じた場合の応急的な工事

- (3) その他、委託者が施設の維持管理上必要と認める工事

- 4 緊急工事の実施に当たっては、一工事当たりの修繕費を 2,000,000 円（税込）以内とするものとする。ただし、同一の故障、事故又は不具合に起因する一連の修繕については、これを分割して複数の工事として取り扱うことはできないものとする。

- 5 受託者は、工事の必要が生じた場合、工事の内容、必要性、施工方法、概算金額及び緊急性について委託者に報告し、原則として委託者の承認を得てから施工するものとする。ただし、事故の拡大防止、人身事故の防止、施設機能の重大な低下の防止その他緊急やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。この場合、受託者は修繕着手後速やかに委託者へ報告し、承認を得るものとする。

- 6 緊急工事費については、修繕完了後、実績に基づき精算するものとし、受託者は、請求に際して次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 工事実施報告書

- (2) 工事箇所及び工事内容が確認できる書類・写真

- (3) 工事に係る見積書、納品書、請求書その他支出額を確認できる書類

- (4) その他委託者が必要と認める書類

- 7 緊急工事の実施に当たっては、可能な限り複数者から見積りを徴取し、経済性に配慮するものとする。ただし、緊急性その他の理由により複数者からの見積り徴取が困難な場合は、その理由を工事実施報告書に記載するものとする。

- 8 緊急工事費の年間執行額が 10,000,000 円（税込）に達した場合は、原則として当該年度における本項に基づく修繕を終了するものとする。

- 9 年度末に緊急工事費の未執行額が生じた場合、当該未執行額は受託者の利益として取り扱わないものとし、実績額に基づき精算するものとする。

- 10 緊急工事費には、通常の維持管理業務に含まれる軽微な修繕、消耗品の交換その他委託者が通常の維持管理業務の範囲内と認めるものは含まないものとする。

(委託料の支払)

第44条 委託料は、月額払いとする。

2 受託者は、第27条に定める業務完了報告書を提出し、第28条に定める検査を受けなければならない。

3 受託者は、前項の検査に合格したときは、委託者に対して当該月分の委託料を請求することができる。

4 委託者は、前項の請求書を受領後、速やかに受託者に委託料を支払うものとする。

(物価等の変動に伴う委託料の変更)

第45条 契約期間中に、賃金、物価その他経済情勢の変動により、本業務に要する費用に著しい変動が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、委託料を変更することができるものとする。

2 前項の変更については、国、熊本県その他公的機関が公表する物価指数、賃金指数その他の資料を参考に、その変動額を算定するものとする。

3 前2項に定める委託料の変更に必要な手続その他の事項については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

(賠償責任)

第46条 契約期間中に受託者の責により生じた維持及び管理上の不備、誤操作等による機器等の破損及び故障等は、受託者の負担において速やかに補修、改善または取替により解決を行うものとする。ただし、設計、施工、材質及び構造上の欠陥ならびに受託者以外の者による運転管理上の不備、過失及び天災事変、不測の事故等による場合は、この限りではない。

(雑則)

第47条 本仕様書に明記されていない事項であっても、運転操作上当然必要な業務等は、良識ある判断に基づいて行わなければならない。

2 受託者は、契約期間を通じて、対象施設固有の運転管理、点検上の留意点を把握できるよう資料を作成するとともに、監督員が要求した場合は、速やかに応じなければならない。

(疑義)

第48条 本仕様書に疑義を生じた場合は、委託者と受託者で協議のうえ解決するものとする。